

建設産業委員会行政視察報告書

1 視察期間

平成26年8月6日から平成26年8月8日まで 3日間

2 視察都市

- (1) 大阪府東大阪市
- (2) 兵庫県芦屋市
- (3) 福井県小浜市

3 参加者

寺田幹根委員長、加藤文重副委員長、芦川和美委員、川崎和子委員、根津康広委員、
加藤治吉委員、山田安邦委員
同行 大杉祐子商工観光課長
随員 平野貴章副主任

4 視察事項

- (1) 市の概況について(3市)
- (2) 中小企業振興について(東大阪市)
- (3) 生活環境について(芦屋市)
- (4) 食の拠点について(小浜市)

5 考察

次のとおり

東大阪市 人口：504,822人・面積：61.81km²（平成26年4月1日現在）

1 中小企業振興について

(1) 概要

河内平野のほぼ中心に位置し、平成17年に中核市に移行。ラグビーのまちとしても有名であるが、古代の銅剣・銅鐸を製造していた時代から連綿と続く全国有数のものづくりのまちでもあり、技術力の高い中小企業が数多く集積している。この技術力が結実し、平成21年1月には人工衛星「まいど1号」の打ち上げに成功したことも記憶に新しいところである。また一方で、市内には26の鉄道駅が存在し、高速道路網も高度に整備されていることから、関西圏における一大物流拠点としての側面ももっている。

市内全事業所数の約99%にあたる約26,000事業所が中小企業とのことであり、そのうち製造業だけでも約6,500社に及ぶ。また、全国主要都市別事業所密度においても、大阪市や大田区を抑えて圧倒的な1位を誇っている。

中小企業振興条例は、市長の2期目に向けたマニフェストに基づき平成25年4月に施行された。策定にあたっては、庁内に組織された策定委員会において合同検討会議やワーキング部会など合計14回の会議を経て素案を作成し、市内3カ所での懇談会や1カ月間のパブリックコメントを実施した。ただし、パブリックコメントは1件のみであり、一般市民の関心は薄かったとのことである。

東大阪市側の説明では、市独自の特徴的条項は特にないが、前文にお主力したとのこと。

第3条「基本理念」にある「中小企業の振興は、中小企業者自らの創意工夫及び自主的な努力のもとに推進されなければならない」との観点から、条文は「中小企業者の努力」、「大企業者の役割」、「市民の理解及び協力」、「関係団体の理解及び協力」と並べ、最後に「市の責務」をもってきている。あくまでも中小企業の主体性を求める意味合いである。

第9条「中小企業の振興に関する施策」については以下の11項目を設定している。(1)産業集積の活性化とネットワーク強化、(2)操業環境の確保と住環境との調和、(3)販路の拡大、(4)経営資源の強化、(5)人材育成と事業承継の円滑化、(6)資金調達の円滑化、(7)創造的な事業活動の促進、(8)グローバル化の支援、(9)労働環境の整備、(10)情報の発信、(11)その他必要なこと。

第10条「中小企業振興会議」については、中小企業経営者や学識経験者、市民など25名

で構成し、条例の改廃や振興施策に関する事項を審議するもので、議論の内容に具体性をもたせるため、モノづくり、地域商業、農業振興などの部会を設置している。

第11条「実施状況の公表等」については、統一フォーマットにより各部署が実施施策の効果等に関する調査・分析結果を記入し、それを経済総務部において最終調整してとりまとめ、ホームページ等での公表を行うこと等でPDCAサイクルを回し、さらなる振興施策につなげている。

(2) 考察

中小企業振興基本条例前文の「中小企業は地域経済を支える市の重要な存立基盤であるとともに、熟練の技術を引き継ぎ、産業を活性化させ、市民の雇用やまちのにぎわいを創出する源です」との文言からも意識の高さは伺えるが、もともと中小企業によって雇用や財政が支えられてきた経緯があり、振興に関する施策なども全方位での対応を取っていると感じる。第9条に規定された「ネットワークの強化」に関しては、外部団体に5名のコーディネーターを配置して対応させたり、中小企業融資事業として計上されている15億円については大阪府内で一番金利が低い0.8%に設定するなど、中小企業振興への踏み込み度が高いように思う。パブリックコメントは1件だけで市民の関心が薄かったとはいえ、行政側の意識は高いものと感じる。

また一方で、振興策を実施するにあたり、雇用創出などの数値的目標は特に立てていないとのことであるが、新規雇用への補助金支給額から推測するなどして、その成果を確認できるだろうと考えているようであり、当初目標を設定しないというスタンスは一考の余地があると思う。

当局の担当者の感想として、「中小企業振興会議や、その部会の運営などに係る負担が増えた面はあるが、そのような場で参加者や各団体の状況・意見を聴けるのは新たなメリットだ」との指摘があったが、この点と、第11条「実施状況の公表等」におけるPDCAサイクルを有効に運用することが、振興条例制定によって期待される主要な効果ではないかと考える。

東大阪市と当市では、各種規模、立地、産業分野の多様性などに違いはあるが、中小企業振興策の方向性を再確認し、関係者すべての意思統一を図り、その協力を求め、一元化された組織・担当部署によりPDCA作業を継続することは、中小企業振興にとって重要かつ有効な手段だと考える。

芦屋市 人口：96,499人・面積：18.57km²（平成26年4月1日現在）

1 生活環境について

(1) 概要

大阪と神戸の間に位置し、古く万葉集などの時代から「都人のあこがれの地」とされ、現在では大都市近郊住宅地として日本有数の高級住宅街を形成している。戦後の占領時代に活躍した白洲次郎の出身地としても知られるが、平成7年の阪神淡路大震災では444人が亡くなり、全家屋の約51%が全半壊という大きな被害を受けた。

平成21年には全市域を景観法による芦屋景観地区に指定し、緑豊かな美しい芦屋をめざしたまちづくりを進めている。

「清潔で安全・快適な生活環境の確保に関する条例（通称：市民マナー条例）」は市民の安全や快適な生活環境を守るために平成19年に制定され、その後、市民からの要望項目を追加するため3回にわたり改正されている。第1条には「本市が国際文化住宅都市として良好な住環境を有していることにかんがみ・・・」とあるが、条例制定のもう一つの要因は、市域が狭く住宅地と公共地が近接している芦屋市の特性にあるとのことである。

条例により市内全域で禁止されているのは、歩行中および自転車乗車中の喫煙、たばこの吸い殻や空き缶等の投げ捨て、飼い犬の放し飼いとふんの放置、夜間花火（21時～6時）、落書き、の5項目であり、区域が指定されている禁止事項は、市内鉄道4駅周辺での喫煙、禁止区域での花火、禁止区域でのバーベキュー等、規制区域でのプレジャーボートの航行（18時～8時）の4項目である。なお、一般的な騒音や悪臭、空き家などに関しては、別に制定されている「緑ゆたかな美しいまちづくり条例」により対応することになっている。

マナー条例があっても罰則の設定や職員配置までしている自治体はほとんどない中、勧告、命令を経たうえで過料や罰金が設定されており、6名体制の花火見回りや7名体制の喫煙見回り、警備艇の配備などを実施し、5,750万円程度の経費を支出している。また、啓発や指導など生活環境向上のための実践活動を行うために、各自治会より1名ずつの「美化推進員」を選出している。

また、市民一人ひとりが条例を再認識し、社会的ルールとして定着させ、より一層清潔で安全・快適な生活環境の確保に向けた取組みを総合的に推進するため、平成26年から平成30年までの5カ年を計画期間とした「市民マナー条例推進計画」が平成26年3月に策定され

ている。

市民アンケートによると、「清潔なまちづくりが進んでいる」と感じる市民は77.6%に及んでいるとのことである。

(2) 考察

当局によれば、「市が決め、市が取り締まって、市が罰則を与えているという受け取り方が多く、市民が受動的になっている」とか、「禁止エリアでの徹底はされてきているが、そのエリア周辺部における禁止行為が増えている」、「市外からの来訪者への周知・啓発が難しい」といった課題は解消されていない。また過料に関しては、「処分を行うには相手の住所・氏名を把握する必要があるが、無視・拒否者を強制的に引き止める権限はないし、身分証明を強制的に提出させることもできず、納付書を送付しても届かないケースが多い。過料処分者の85%が市外居住者であり、無視や拒否する者も全体の約3割にのぼる」とのことである。

以上のように運用上の課題はあるにせよ、個々人の常識やマナーに頼るだけでは生活環境の快適性や安全性が確保できない状況となった場合は、迷惑防止やマナー向上に関する条例等を制定することで、社会的安心を与えることができるだろうと考える。

小浜市 人口：30,763人・面積：232.87km²（平成26年4月1日現在）

1 食の拠点について

(1) 概要

魚介類が豊富な若狭湾の一角を占め、小浜湾に面する小浜市は、飛鳥・奈良時代から豊富な海産物や塩を朝廷に献上する「御食国」として栄え、若狭ものが運ばれたルート「鯖街道」を含む古い街並みは国の重要伝統的建造物群保存地区に指定されている。また、市内に若狭国分寺跡が存在することからも明らかなように古代から若狭地方の中心であり、奈良東大寺のお水取りに先立って執り行われるお水送り（3月）も連綿と引き継がれているなど、古くからの歴史に彩られた街である。近年は、「『日本食文化』小浜から世界へ」をスローガンに「食のまち小浜」を発信している。

食のまちづくりの中心となる「御食国若狭おばま食文化館」は、市長のトップダウンで始まった施策の一環であり、市が直営するこの施設の周辺には海産物の卸市場や加工企業、観光船、フ

ィッシャーマンズワーフなどがあり、小浜湾に面する当該エリア全体が関連する施設で構成されている。平成12年8月に「食」を重要な施策の柱としたまちづくりを開始し、平成13年9月には全国初の「食のまちづくり条例」が制定された。この条例の主旨は前文にもあるように、「小浜にないものを外から取り入れたり、急進的にまちづくりを行うのではなく、もともとある資源を活用し」という箇所に如実に表れている。ポイントは、もともとあるものを活かす、市民参画、生涯食育の推進の3点であり、取り組む分野は、産業の振興、環境の保全、福祉および健康の増進、教育および伝承、観光および交流、安全で安心な食のまちづくりである。さらに、基本計画を定め、地区別の振興計画を策定することとしている。

そして、平成15年9月には、食のまちづくりに係る活動拠点施設として「食文化館」がオープンした。内部の機能は、食に関する歴史・伝統・文化を展示するミュージアム、生涯食育の活動拠点であり、子どもも含めて調理・加工体験や講演会などに利用でき、また材料を持ち込んで自由に調理体験もできるキッチンスタジオ、小浜の食文化を支えてきた若狭塗、めのう細工、和紙、若狭瓦などが展示されている若狭工房、医食同源の観点から癒しとリラックスの場を提供する濱の湯、160名にのぼる小浜市食生活改善推進員のうちの有志60名により運営され、地場産食材を使った伝統料理を中心に提供する食事処濱の四季、により構成されている。なお、この食生活改善推進員の有志60名は「グループマーメイド」と命名されており、キッチンスタジオの指導も担っている。開館10年で入館者は250万人を突破し、なかでもキッチンスタジオの稼働率は9割に及ぶなど活発に活用されているが、「海の駅構想」に基づき平成27年夏にはリニューアルされる予定である。

平成18年には、本物の若狭ものにこだわった商品等を広く発信・供給し、若狭地域全体の魅力・競争力を高める目的で「若狭おばまブランド認証制度」がスタートした。選定条件は、若狭おばまならではの素材・製法・技術・商法等を使ったもの、市内で生産・製造・加工した商品等とされている。また、ブランドイメージを損なわないため、申請資格の中には『苦情処理体制が確立していること』という規定もある。また、認証の有効期間は3年であり、継続を希望する場合は更新手続きが必要となる。現在までに、若狭かゆい、若狭塗箸、矢田部ねぎの3品が認証されている。

現在はミラノ万博への出展に向けて、若狭塗箸をセレクト向けや一般向けにグレード分けするなど、海外市場の開拓を視野に入れた取り組みを行っている。

食文化館がオープンした平成15年以降、平成16年12月には「食育文化都市宣言」が制定され、

平成20年3月には「食育推進計画」を策定し、また平成24年3月には「元気食育推進計画」を策定するなど、多面的・継続的な取組みを確実に推進している。

(2) 考察

全国シェア80%を占める塗箸の産地をアピールするため、市内87%の飲食店で割り箸でなく本物の塗箸を使用しているなど、食材や料理だけでなく、その周辺分野を含めて「食べること」を大事にしていることや、各分野に携わる人たちが食に関わる取組みに協力する姿勢が伝わってきた。また、生涯食育の分野ではライフステージに応じた多彩な事業（子ども向け料理教室、ふるさと料理体験、ふるさと料理会食等）が実施されており、食育そのものが農林水産業や観光、伝統工芸など地域のさまざまな産業振興につながる施策であると位置づけられている。さらには、市独自に「元気食生活実践ガイド」を発行し、「食生活検定」も実施している。

若狭おばまブランド認証制度については、食文化や食育に関する一連の施策に比べるとそれほど積極的に推進されているとはいえないようだが、これは認証された特定の物産だけにとどまらず、小浜の農林水産品や工芸品全体を守り、活用し、アピールしようとする取組みが食のまちづくり施策全体の中で実施されているため、その必要性が相対的に低下していることに一因があると思われる。またこれは、認証制度のようなブランド化政策は、単独で展開するのではなく、関連するさまざまな施策と組み合わせることが有効であるという証左とも感じられる。

これらのすべてが、「食のまちづくり条例」にあるように、もともとある資源を活用したり発展・関連づけしたものであり、新たな要素を導入したわけではないことは留意すべきと考える。人材や労力、費用の面からも、既存資源を活用することの優位性は自明の理である。地域活性化のうえで重要な視点だといえよう。

また、特にソフト的施策を推進するうえでは担当部署・担当者の姿勢に負うべき部分が大いと思われる。小浜市においては、企画部食のまちづくり課（10名）の中に、転属しない職員としての政策専門員を置き、施策実施にあたり各地区で毎日のように説明会を開き、当初は消極的だった関係者などを地道に説得しながら、徐々に市民の賛同を得ていったとのことである。担当者がどのような意識で取り組むのか、ひとえに「人」の熱意にかかっていると思われる。